社援総発0518第1号
平成23年5月18日

岩手県　災害救助法主管部(局)長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る応急仮設住宅等について

本日、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」(座長　池口国土交通副大臣　別添1参照)において、応急仮設住宅及び応急修理に関し、別添2の取扱いとすることとされたので、御了知願いたい。

また、「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」の8については、県内の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者やホテル、旅館等の避難所で生活をしている避難者への対応に関わるため、貴県から受入都道府県に対してお伝え願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対しても、この旨情報提供を併せてお願いする。

(ポイント)

・ 緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与について
(「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」の5)

・ 公営住宅等に一時入居した避難者の地元の応急仮設住宅への入居について
(「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」の8)

（別添１）

被災者生活支援特別対策本部

被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議の設置について

１．趣旨

東北地方太平洋沖地震において住宅をなくされた被災者等に対する当面の住まいとしての応急仮設住宅の迅速な供給、中長期にわたる住まいの供給等に関する諸課題について整理・検討するため、国土交通副大臣を座長とし、関係各省庁の局長クラスを構成員とする検討会議を設置する。

２．メンバー

座長　池口　国土交通副大臣
原子力被災者生活支援チーム審議官
消費者庁次長
総務省大臣官房地域力創造審議官
厚生労働省社会・援護局長
農林水産省農村振興局長
林野庁長官
経済産業省製造産業局長
環境省廃棄物・リサイクル対策部長
防衛省運用企画局長
国土交通省住宅局長

※メンバーは座長の指名により追加することがある。

３．検討事項

・応急仮設住宅その他被災者の当面の住まいの確保を大量かつ迅速に進めるための方策
・中長期にわたる住まいの供給方策

４．事務局

被災者生活支援特別対策本部の協力を得て国土交通省住宅局が担当

（別添２）

被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議
平成２３年４月５日　決定
平成２３年５月１８日　最終改正

応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針

今後、被災者の生活を一日も早く安定させるため、以下により取り組みを進め、応急仮設住宅の供給の促進を図っていくこととする。

１．応急仮設住宅の供給については、被災各県による用地確保の支援などを通じて概ね２ヶ月で少なくとも３万戸の供給を行うとともに、被災各県の要請に応えられるよう、その後の３ヶ月で３万戸程度の供給を行えるよう準備を進め、被災各県の要請に応じ、柔軟な対応を図る。

２．応急仮設住宅のさらなる供給を促進するため、(社)住宅生産団体連合会に対し、協力を要請するとともに、特に被災地域の復興支援・雇用創出の観点も踏まえ、地域の工務店などの建設業者などによる応急仮設住宅の供給を促進する各県の取組を支援する。

３．輸入住宅等についても活用を図るため、標準的な規格・仕様を満たす住宅を生産する能力があり、建設及びアフターサービスが整っている事業者を活用できるよう、各県における事業者登録等の取り組みを支援する。

４．応急仮設住宅の建設用地を確保するため、国有地や国の機関が保有している用地等を積極的に活用することとし、被災各県に情報提供を行い、用地確保を支援する。併せて、必要に応じ、民間企業が所有している土地や農地を活用することとし、各県に対し、必要な助言等を行う。

５．　応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）の供与及び応急修理の対象地域決定に当たっては、対象地域決定時点において、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域以外の地域を応急仮設住宅の供与及び応急修理の対象とする。また、工事着手後においても、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定の見直しにより、対象地域が警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に含まれることとなった場合には、工事を中断する。

ただし、原子力災害対策本部において、夫婦のみの世帯、成人の単身世帯等屋内待避又は自力での避難が可能な方で構成される世帯は緊急時避難準備区域における民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を活用できるとの考え方が示されたことを受け、当該地域においては、この考えに従った民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与は認められるものとする。なお、引き続き、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者の方など自力での避難が困難な方は、この区域に入らないようにすることが原子力災害対策本部により求められていることに留意する。

6．被災地域における雇用の創出の観点も踏まえ、応急仮設住宅の建設に当たっては、地域の労働力を最大限活用することとし、応急仮設住宅の供給を行う事業者に対し要請する。

7．被災者の当面の住居の確保を図るため、応急仮設住宅の供給と併せ、公営住宅やＵＲ賃貸住宅、雇用促進住宅、国家公務員宿舎等の空家の活用を図ることとし、各県及び被災者に対し、情報の一元的な提供を行う。

併せて、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として活用できるよう、関係団体の協力を得て、各県に対する情報提供等を行う。

8．被災三県について、甚大な被害により、県外など遠方の応急仮設住宅（民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借り上げによる場合を含む。）、公務員宿舎、雇用促進住宅等に一時的に入居されている方々について、避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合には、地元の応急仮設住宅への入居を認めることとしても差し支えないものとする。

ただし、被災地の公共施設等の避難所で厳しい生活をしている避難者や、ホテル、旅館等の避難所で生活をしている避難者への対応がおろそかにならないよう、入居者の選定に当たっては、避難者の実態を勘案して、県において適切に対応することとする。

9．応急仮設住宅の入居については、被災者、特に高齢者などが安心して居住できるように、地域の実情に応じ、従前のコミュニティが可能な限り維持されるよう配慮するものとする。

このため、入居者選定に当たる地方公共団体に対し、必要な助言を行うなど積極的に協力する。

併せて、一定規模以上の応急仮設住宅の建設に際しては、集会所などコミュニティに必要な施設を併設するなど、きめ細かい取組みが行われるよう各県を支援する。

10.　応急仮設住宅の供給に必要な資材については、その確保に支障が生じないよう、関係省庁が連携して取り組むとともに、全国的な資材の需給状況について、引き続き注視していく。

11.　被災者の当面の居住対策と併せて、恒久的な住宅対策を進めることとし、必要に応じ、災害公営住宅の建設等に着手できるよう、被災地域の地方公共団体との調整を進める。

（参考）

緊急時避難準備区域における応急仮設住宅の取扱いについて

平成23年5月16日
原子力災害対策本部

1．従来の屋内退避指示が解除された区域である緊急時避難準備区域においては、緊急時には屋内退避や避難が求められ、そのための準備が必要とされるが、通常時はこの区域にいても健康上の問題はなく、自力での避難が困難な方を除けば通常の生活が継続することが想定されている。

2．緊急時避難準備区域に応急仮設住宅を新規に建設しても、仮に避難が行われる場合には、その用に供することができず、「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」で整理されたように、「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」は応急仮設住宅・応急修理の対象にならない。

3．一方、既設の民間賃貸住宅借上げの活用は、
- 緊急時には必ずしも避難のみならず屋内退避で足りることが考えられること
- そもそも緊急時避難準備区域では自力での避難が困難な方を除けば通常の生活の継続が想定されていること

から、認めても差し支えないものと考えられる。

4．なお、緊急時避難準備区域では、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者の方など、自力での避難が困難な方はこの区域に入らないようにすることが引き続き求められることから、夫婦のみの世帯、成人の単身世帯等屋内待避又は自力での避難が可能な方で構成される世帯がこの区域における民間賃貸住宅の借上げを活用できると考えられる。